主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人末広貫一、同熊谷康次郎の上告趣意(後記)は、憲法違反を主張するけれ どもその実質は、刑訴四一一条に該当する事由のあることを主張するに帰するので あつて上告適法の理由にならない。また記録を精査しても同四一一条を適用すべき ものとは認められない。

よつて同四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年八月九日

最高裁判所第三小法廷

郎	_	太	谷 川	長	裁判長裁判官
登			上	井	裁判官
保				島	裁判官
介		又	村	河	裁判官